

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 7 年 7 月 1 日
雄 武 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				雄武町地域内	無	R 7 年度～R 11 年度	雄武・上幌 内農地環境 保全会